

令 5 技術管理第 177 号の 4
令和 5 年（2023 年）5 月 11 日

県内関係業界団体の長 様

山口県土木建築部技術管理課長

資源有効利用促進法省令の改正について
(建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認)

平素より、本県の土木建築行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和 5 年 3 月の資源有効利用促進法省令の一部改正により、建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認が義務化されたことから、下記のとおり取扱いを定めましたので、お知らせします。

記

1 対象工事

500m³ 以上の建設発生土を搬出する建設工事

2 内容

建設発生土を搬出する工事の受注者

- (1) 再生資源利用促進計画（以下「計画」という。）の作成時に、以下事項を確認するとともに、その結果を記載した、確認結果票等を作成すること。
 - ① 工事現場内の土壌汚染対策法の届出
 - ② 搬出先の盛土規制法等の許可
- (2) 建設発生土を運搬する者に対し、計画と確認結果票の内容を通知すること。
- (3) 確認結果票は、計画の一部として、施工計画書へ添付し、現場掲示により公衆の閲覧に供するほか、完成後 5 年を経過する日まで保存すること。
- (4) 計画の内容に変更があったときも、同様に（1）～（3）の対応をすること。

3 適用

令和 5 年 5 月 26 日以降、新たに請負契約を締結する建設工事に適用する。

～ウェブページ掲載箇所～

【お知らせ】 トップページ>組織から探す>技術管理課>お知らせ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/>

【関係様式等】 トップページ>組織から探す>技術管理課>建設発生土・適正処理の取組

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/207515.html>

〔 技 術 指 導 班 〕
TEL:083-933-3636

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票等の作成・現場掲示等について ～ お知らせ ～

令和 5 年 5 月
山口県土木建築部

令和 5 年 3 月の資源有効利用促進法省令の一部改正により、建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認が義務化されますので、以下のとおり、お知らせします。

1 対象工事

500m³ 以上の建設発生土を搬出する建設工事

2 事業者等の対応すべき事項

建設発生土の搬出を行う工事の受注者

(1) 再生資源利用促進計画(以下「計画」という。)の作成時に、以下事項を確認するとともに、その結果を記載した、確認結果票等を作成する。

① 工事現場内の土壌汚染対策法の届出

② 搬出先の盛土規制法等の許可

(2) 建設発生土を運搬する者に対し、計画と確認結果票の内容を通知する。

(3) 確認結果票は、計画の一部として、施工計画書へ添付し、現場掲示により公衆の閲覧に供するほか、完成後5年を経過する日まで保存する。

(4) 計画の内容に変更があったときも、同様に(1)～(3)の対応をする。

3 適用基準日

令和5年5月 26 日以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用する。

4 その他

(1) 確認結果票等は、発注者へ確認のうえ作成してください。

(2) 運用等の詳細は、ウェブサイトを参照してください。

《山口県》「建設発生土・適正処理の取組」

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/207515.html>

《国土交通省》「建設発生土の搬出先計画制度」

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html